

保有している国債などの残存期間別の残高

有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:百万円 %)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	計	構成比
		国債	2018年度	5,032	6,194	17,206	10,919	3,005		
	2019年度	-	14,456	15,705	4,167	3,576	5,155	-	43,061	21.06
地方債	2018年度	11,456	5,893	1,780	-	-	647	-	19,777	8.39
	2019年度	4,487	2,964	131	-	323	926	-	8,831	4.32
短期社債	2018年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2019年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	2018年度	14,235	26,253	17,355	9,751	32,077	27,167	-	126,841	53.78
	2019年度	13,804	18,719	13,803	15,201	37,377	31,809	-	130,715	63.94
株式	2018年度	-	-	-	-	-	-	714	714	0.30
	2019年度	-	-	-	-	-	-	15	15	0.01
外国証券	2018年度	1,219	6,978	2,637	621	538	14,038	5,102	31,136	13.20
	2019年度	4,233	5,231	315	807	396	10,814	-	21,799	10.66
その他の証券	2018年度	29	-	-	-	97	-	79	205	0.09
	2019年度	0	-	-	-	-	-	-	0	0.00
合計	2018年度	31,973	45,319	38,980	21,292	35,718	56,683	5,896	235,864	100.00
	2019年度	22,525	41,371	29,955	20,175	41,673	48,706	15	204,424	100.00

有価証券の種類別残高及び平均残高

(単位:百万円)

区分	2018年度		2019年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	57,188	52,877	43,061	41,687
地方債	19,777	23,668	8,831	12,125
短期社債	-	-	-	-
社債	126,841	120,399	130,715	129,689
株式	714	568	15	159
外国証券	31,136	32,655	21,799	28,188
その他の証券	205	274	0	111
合計	235,864	230,443	204,424	211,962

有価証券の時価と帳簿価格の差益額

時価情報

有価証券

売買目的有価証券…該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…該当ありません。

満期保有目的の債券…該当ありません。

その他有価証券

(単位:百万円)

		2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	36	36	0	-	-	-
	債券	203,112	195,573	7,538	137,140	132,767	4,372
	国債	57,188	53,091	4,096	41,317	38,929	2,388
	地方債	19,777	19,490	286	8,791	8,677	114
	社債	126,146	122,990	3,155	87,031	85,161	1,869
	その他	26,543	25,366	1,177	17,154	16,283	871
	小計	229,692	220,976	8,716	154,294	149,251	5,243
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	663	746	△ 83	-	-	-
	債券	695	700	△ 5	45,468	45,980	△ 511
	国債	-	-	-	1,744	1,746	△ 2
	地方債	-	-	-	39	39	△ 0
	社債	695	700	△ 5	43,684	44,193	△ 509
	その他	4,798	4,857	△ 58	4,645	4,926	△ 280
	小計	6,156	6,304	△ 147	50,114	50,906	△ 792
合計		235,849	227,280	8,568	204,408	199,957	4,451

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	15		15	
投資事業有限責任組合出資金	0		0	
信金中央金庫出資金	2,493		2,493	
合 計	2,508		2,508	

各種金銭信託の時価と帳簿価格の差損益

■ 金銭の信託

運用目的の金銭の信託…該当ありません。

■ デリバティブ取引

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引は該当ありません。

■ 商品有価証券残高及び平均残高

該当ありません。

協同組織(会員組織)体としての、(なかしん)の会員数

■ 会員数

(単位：人)

	2019年3月末	2020年3月末
個人	30,071	30,011
法人	3,601	3,705
合 計	33,672	33,716

■ 出資金額

(単位：百万円)

	2019年3月末	2020年3月末
出 資 金	1,188	1,188
普通出資金	1,188	1,188

国際業務に関する各種指標

国際業務は行っておりません、該当ありません。

※海外送金、外国為替予約、貿易金融等の国際業務サービスについては、信金中央金庫を媒体として対応していますので、ご利用の際は営業店におたずねください。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役職や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は186百万円です。

(注) 1. 対象役員に該当する理事は11名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」134百万円、「賞与」24百万円、「退職慰労金」27百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度

に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 期中に退任・退職した者はありません。

2. 「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2019年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況等について

自己資本の充実の状況等について

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	53,482	54,491
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,188	1,188
うち、利益剰余金の額	52,340	53,373
うち、外部流出予定額(△)	47	71
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	266	304
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	266	304
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	53,748	54,795
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	107	81
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	107	81
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	107	81
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	53,641	54,714
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	210,691	223,289
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 28,125	△ 25,087
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 28,125	△ 25,087
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,945	10,787
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	221,637	234,077
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	24.20%	23.37%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体：中兵庫信用金庫

資本調達手段の種類：普通出資

コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,188百万円

普通出資に対する配当率：年6.00%(うち創立50周年記念配当 年2.0%)

(2) 自己資本の充実に関する事項

◇国内基準（4%）の所要自己資本額

（単位：百万円）

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本額の合計	210,691	8,427	223,289	8,931
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	235,864	9,434	248,377	9,935
現金	-	-	-	-
ソブリン向け	1,832	73	1,701	68
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	42,257	1,690	47,789	1,911
法人等向け	52,004	2,080	61,235	2,449
中小企業等向け及び個人向け	50,637	2,025	49,639	1,985
抵当権付住宅ローン	4,801	192	4,064	162
不動産取得等事業向け	8,810	352	13,080	523
3ヵ月以上延滞等	827	33	436	17
取立未済手形	29	1	17	0
信用保証協会等による保証付	2,109	84	2,238	89
出資等	805	32	22	0
出資等のエクスポージャー	805	32	22	0
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	71,748	2,869	68,153	2,726
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	55,666	2,226	52,808	2,112
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,493	99	2,493	99
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	3,340	133	2,819	112
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	10,247	409	10,031	401
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
STC 要件適用分	-	-	-	-
非 STC 要件適用分	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,953	118	-	-
ルック・スルー方式	2,953	118	-	-
マナドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式（250%）	-	-	-	-
蓋然性方式（400%）	-	-	-	-
フォールバック方式（1250%）	-	-	-	-
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 28,125	△ 1,125	△ 25,087	△ 1,003
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,945	437	10,787	431
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	221,637	8,865	234,077	9,363

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、国際決済銀行等、外国の中央政府等以外の公共部門、国際開発銀行、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、地方三公社のことです。
 4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞}$$

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、2019年度末の自己資本総額は547億円となり、リスク・アセット等に対する所要自己資本額93億円を大きく上回っております。また、自己資本比率も国内基準である最低所要自己資本比率4%を大きく上回る23.37%となり、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

一方、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による積上げを第一義的な施策として考えております。

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<業種別・残存期間別>

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	2018年度						2019年度					
	信用リスクエクスポージャー期末残高	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券		デリバティブ取引	3ヵ月以上延滞エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券		デリバティブ取引	3ヵ月以上延滞エクスポージャー
			国内	国外					国内	国外		
製造業	51,787	13,774	37,047	200	-	108	56,748	13,696	42,851	200	-	188
農業、林業	1,022	1,022	-	-	-	29	743	743	-	-	-	28
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業 砂利採取業	55	55	-	-	-	-	44	44	-	-	-	-
建設業	19,072	18,572	500	-	-	611	20,067	19,367	700	-	-	593
電気・ガス・熱供給・水道業	6,231	122	5,907	200	-	-	8,738	101	8,435	200	-	-
情報通信業	1,051	343	701	-	-	-	1,086	278	800	-	-	-
運輸業、郵便業	35,810	4,522	30,975	302	-	0	34,143	4,552	29,288	302	-	2
卸売業、小売業	21,202	15,375	5,816	-	-	747	22,331	15,210	7,119	-	-	312
金融業、保険業	258,642	2,355	35,826	19,173	-	-	282,057	2,306	29,926	15,364	-	-
不動産業	27,818	22,077	5,717	-	-	674	33,161	25,313	7,819	-	-	390
物品賃貸業	1,486	85	1,400	-	-	-	2,684	83	2,601	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	211	211	-	-	-	-	214	214	-	-	-	-
宿泊業	405	405	-	-	-	-	330	330	-	-	-	-
飲食業	4,340	4,340	-	-	-	132	4,858	4,858	-	-	-	134
生活関連サービス業、娯楽業	2,034	2,031	-	-	-	192	2,061	2,059	-	-	-	2
教育、学習支援業	192	192	-	-	-	-	186	186	-	-	-	-
医療、福祉	9,250	9,245	-	-	-	55	10,257	10,252	-	-	-	53
その他のサービス	10,240	10,240	-	-	-	130	10,856	10,855	-	-	-	94
国・地方公共団体等	79,203	1,216	72,778	5,208	-	-	55,833	1,093	49,532	5,204	-	-
個人	51,958	51,958	-	-	-	79	49,351	49,351	-	-	-	122
その他	11,622	44	-	-	-	16	10,764	74	-	-	-	16
業種別合計	593,641	158,196	196,671	25,084	-	2,778	606,521	160,974	179,077	21,272	-	1,939
1年以下	228,436	20,607	30,938	1,289	-	-	235,705	21,091	18,554	4,268	-	-
1年超3年以下	66,728	10,355	37,560	6,813	-	-	79,306	9,843	35,368	5,094	-	-
3年超5年以下	57,775	20,484	34,795	2,495	-	-	48,758	19,966	28,497	294	-	-
5年超7年以下	38,927	18,912	19,421	593	-	-	39,738	20,013	18,913	811	-	-
7年超10年以下	61,107	26,364	34,230	512	-	-	67,630	26,400	40,829	400	-	-
10年超	121,305	59,699	39,725	13,379	-	-	117,808	61,991	36,913	10,403	-	-
期間の定めのないもの	19,360	1,773	-	-	-	-	17,574	1,667	-	-	-	-
残存期間別合計	593,641	158,196	196,671	25,084	-	-	606,521	160,974	179,077	21,272	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
[35 ページに掲載しております。]

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	2018年度						2019年度					
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
		目的使用	その他				目的使用	その他				
製造業	218	227	0	218	227	-	227	259	-	227	259	-
農業、林業	21	19	-	21	19	-	19	24	-	19	24	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	452	473	-	452	473	-	473	465	-	473	465	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	57	50	-	57	50	-	50	44	-	50	44	-
卸売業、小売業	955	939	24	931	939	-	939	549	444	494	549	2
金融業、保険業	10	8	-	10	8	-	8	-	-	8	-	-
不動産業	365	508	7	358	508	-	508	276	176	332	276	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	4	3	-	4	3	-	3	3	-	3	3	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	112	146	-	112	146	-	146	148	-	146	148	-
生活関連サービス業、娯楽業	2	2	-	2	2	-	2	6	-	2	6	-
教育、学習支援業	3	3	-	3	3	-	3	3	-	3	3	-
医療、福祉	219	109	-	219	109	-	109	131	-	109	131	-
その他のサービス	244	267	-	244	267	-	267	185	-	267	185	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	124	123	1	122	123	-	123	144	4	118	144	-
合計	2,793	2,885	33	2,760	2,885	-	2,885	2,242	625	2,259	2,242	2

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	5,920	103,034	5,204	72,963
10%	302	40,306	302	39,963
20%	220,383	197	250,232	131
35%	-	13,888	-	11,778
50%	86,106	1,997	102,057	1,396
75%	-	52,916	-	51,184
100%	24,791	38,571	21,077	44,561
150%	-	374	-	142
250%	3,515	1,336	4,398	1,127
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	593,641		606,521	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク管理の方針および手続きの概要

(1) 信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。貸出に係る信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として業種別、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。有価証券等の投資については、「余資運用管理規程」に基づき投資対象を一定の信用力を有するものに限定するとともに、一投資先についての限度枠を設けるなどしてリスク分散を図りながら、信用リスクの適正な管理を行っております。以上、一連の信用リスク管理の状況をリスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会、常務会等に報告する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却及び引当金の計上に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金は正常先、要注意先、要管理先について債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定し、個別引当金は破綻懸念先、実質破綻先、破綻先ごとに必要額を個別に算出しております。なお、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。
○株式会社格付投資情報センター ○株式会社日本格付研究所
○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク ○S & Pグローバル・レーティング

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保証		クレジット・デリバティブ	
	適格金融資産担保		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
	6,296	6,147	42,301	36,539	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保又は保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金、有価証券等があり、手続きについては、金庫が定める「事務取扱要領」により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証、地方公共団体保証、政府関係機関保証、一般社団法人しんきん保証基金等があります。一般社団法人しんきん保証基金の保証に関する信用度の評価については適格格付機関が付与している格付により判定しています。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

2019年3月末及び2020年3月末現在、派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。有価証券関連取引については、「余資運用管理規程」及び関連基準に定めている枠内での取引に限定することにより市場リスク及び信用リスクの適切な管理に努めております。また万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、その影響は限定的であります。なお、当金庫では、お客様との派生商品取引は行っておりません。また、長期決済期間取引は該当ありません。

*金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	726	726	-	-
非上場株式等	2,515	2,515	2,515	2,515
合 計	3,241	3,241	2,515	2,515

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上場株式等には、上場株式、上場株式関連投資信託を計上しております。
3. 非上場株式等には、非上場株式、投資事業有限責任組合出資金、その他出資金を計上しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
売却益	21	20
売却損	3	182
償却	0	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	△83	-

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	-	-

出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、信金中央金庫や投資事業有限責任組合等への出資金が該当します。そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するなど適切なリスク管理に努めております。株式関連商品への投資は、あらかじめ定めた運用限度枠、リスクリミットを遵守して行っております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用管理規程」や余資資金運用にかかる「基本方針」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。非上場株式、投資事業有限責任組合等への出資金に関しては、財務諸表や運用報告を基にした評価を実施するとともに、適宜運用レポート等により運用状況を把握してリスク管理に努めております。当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「決算経理要領」や日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った、適正な処理を行っております。

(8) オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫におけるオペレーショナル・リスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクなど「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的な事象により生じる損失にかかるリスク」と定義しております。リスク管理の基本方針を踏まえて、オペレーショナル・リスク管理規程及び、それぞれのリスクごとの管理規程により管理体制や管理方法を定め、リスクを認識・評価するとともに、その顕現化の未然防止と発生時の影響度の極小化に努めております。リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会等において報告する態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。
粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	5,224	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	-	-

(10) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項番	IRRB 1: 金利リスク	イ		ロ		ハ		ニ	
		△ EVE	前期末	△ EVE	前期末	△ NII	前期末	△ NII	前期末
1	上方パラレル	10,322	11,871	0	0	0	0	0	0
2	下方パラレル	0	0	0	0	0	0	0	0
3	スティープ化	8,972	9,481						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	10,322	11,871	0	0	0	0	0	0
8	自己資本の額	54,714		53,641					

(注) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号 (2019年2月18日) による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末のみを開示しております。

内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

- ◎銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの (例えば、貸出金、有価証券、預金等) が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、「信用金庫法施行規則第132条第1項5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号) において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を適用して銀行勘定の金利リスクを算出しております。
- ◎要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限として算出しております。当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を上限として平均2.5年の期間に振り分けリスク量を計測しています。
- ◎銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
[2019年度末の金利リスク量]
銀行勘定の金利リスク (10,322百万円) = 運用勘定の金利リスク量 (15,594百万円)
+ 調達勘定の金利リスク量 (△5,272百万円)
- ◎当金庫では、上記金利リスクを四半期毎に計測しております。

リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測をおこない、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

*金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。